

住宅省エネルギー性能証明書発行業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、住宅省エネルギー性能証明書発行業務規程第12条の規定に基づき、株式会社鹿児島建築確認検査機構（以下「当機構」という。）が実施する住宅省エネルギー性能証明書の発行業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(住宅省エネルギー性能証明手数料)

第2条 住宅省エネルギー性能証明手数料は、住宅の区分等に応じ、別表に掲げる料金とする。
2 当機構が、特別の理由があると認めるときは、別に定める。

(住宅省エネルギー性能証明手数料の納入)

第3条 住宅省エネルギー性能証明手数料の納入は、住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款第5条の規定に基づき納入するものとする。

(住宅省エネルギー性能証明手数料の返還)

第4条 収納した住宅省エネルギー性能証明手数料は、返還しない。ただし、当機構の責に帰すべき理由により証明書発行が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

附則

この規程は、令和5年12月1日より施行する。

別表

	基準への適合確認	工事監理報告書の提出の有無	金額（税込）
一般	図面審査の省略なし	無（現場にて審査を行う。）	50,000円
一部省略	図面審査の省略なし	有（工事監理報告書により現場検査を省略）	30,000円
フラット35S適合証明書、BELS評価書の提出	フラット35S適合証明書、BELS評価書の活用により、基準への適合確認	無（現場にて審査を行う。）	30,000円
		有（工事監理報告書により現場検査を省略）	11,000円

※1 変更申請の手数は、上記料金表の2分の1の額とする。

※2 再発行手数料は、一通につき税込1,000円とする。

※3 再検査手数料は、一回につき税込10,000円とする。

※4 鹿児島市域外の手数料加算額は確認申請手数料に準ずる。

ただし、完了検査等の同時検査の場合は、重複加算しない。